

一、 児童の健康増進に資するものとする。
 二、 児童の身体發育に資するものとする。
 三、 児童の精神發育に資するものとする。
 四、 児童の職業訓練に資するものとする。
 五、 児童の職業紹介に資するものとする。
 六、 児童の職業指導に資するものとする。
 七、 児童の職業相談に資するものとする。
 八、 児童の職業調査に資するものとする。
 九、 児童の職業資料の蒐集に資するものとする。
 十、 児童の職業資料の整理に資するものとする。
 十一、 児童の職業資料の刊行に資するものとする。
 十二、 児童の職業資料の配布に資するものとする。
 十三、 児童の職業資料の保存に資するものとする。
 十四、 児童の職業資料の活用を促進するものとする。
 十五、 児童の職業資料の利用を促進するものとする。
 十六、 児童の職業資料の普及を促進するものとする。
 十七、 児童の職業資料の発展を促進するものとする。

法人協同會福岡出張所

法人協同會福岡出張所

2、 坑内係員の賃金を償むこと
 四、 1、 配給所を坑夫の配給所とし管理者一名を置くこと
 2、 右配給所の維持費として各労働者より金五圓を積立計算日毎に五拾錢を引くこと
 3、 配給所見合を働額の八割とす。但し第一坑の賃金を標準とすること
 五、 幼稚園を設けること
 六、 1、 家賃を疊一枚に付金五錢に値下すること（従來新しきは一枚 拾錢、古きは八錢）
 2、 税金を月五拾錢に引下げること（従來は七拾五錢）
 七、 1、 魚野菜市場を建設し人事係を立會はしめ値段書を品物の前に出すこと
 2、 構所内に魚野菜類行商人の行商を禁ずること